

- 4、住生活基本計画を推進すること。
- 5、火葬場・斎場等の施設整備について適切な措置を講じること。

19、道路の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

1、道路網の整備促進

- (1) 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、道路事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

(道路実延長のうち、84.6%を占める市町村道の改良率は55.0%、舗装率は17.8%)

- (2) 道路特定財源については、現行税率を維持した上で、市町村への配分割合を引き上げるなど、市町村道路財源の充実を図ること。

- (3) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

- (4) 高規格幹線道路網の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持すること。

- 2、落石、崩土等の発生を未然に防止

するとともに、雨量規制による支障を改善するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、道路冠水対策、冬期除雪迅速化など適切な措置を講じること。

- 3、次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、交通安全施設等整備事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の交通安全等整備事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

20、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、治水事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の準用河川改修等の治水事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

なお、国の管理する河川改修等の事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮するとともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を早急に講じること。

- 2、次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、海岸事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の海岸事業の整備を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

21、土地対策の確立

土地政策については、豊かで安心できるまちづくり・地域づくりを目指す観点から、「土地基本法」の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間及び国・地方を通ずる施策を総合調整すること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

- 2、特定土地区画整理事業及び特定住宅地造成事業にかかるとる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。
- 3、公共事業について、土地収用制度上の事業認定を上げることなく、租税特別措置法」の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。
- 4、「第5次国土調査事業十箇年計画」を計画的かつ着実に推進すること。

22、災害対策の推進

台風等による集中豪雨、頻発する地震等の災害に対し、災害復旧と住民生活の安全を確保するため、災害対策を一層充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、大震災等災害対策の確立

- (1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制を強化し、災害予防・応急・復旧対策を確立すること。

また、地震災害に関する資料の収集等を推進するとともに、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材を育成すること。

- (2) 電気、水道、ガス等のライフライン及び基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を強化すること。
- (3) 公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(4) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水を確保するとともに、食料の備蓄及び炊き出しのための資材を整備すること。

また、緊急時における仮設トイレの設置など、保健衛生面についての整備並びに災害そのものや避難所生活において受ける精神的ストレスに対するメンタルヘルスケアについての体制を整備すること。

- (5) 自主防災組織の強化とその活動が円滑に推進できるよう、補償制度を確立するなど、適切な措置を講じること。

また、防災等ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

- (6) 近年の災害の多様化を踏まえ、防災対策を総合的に充実強化するため、防災基本計画の必要な見直しを行うとともに、町村が地域防災計画を見直す際は適切な措置を講じること。

(7) 災害時に避難場所となる施設に対する財政措置を拡大すること。

2、地震予知体制の確立

(1) 地震、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を推進すること。

(2) 東海地震及び東南海・南海地震等の大規模地震に対し、観測体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を構築すること。

また、津波対策を充実するとともに、携帯電話等の移動通信を使った防災危機管理体制を整備すること。

(3) 地震予知については、地震の被害を軽減するためにも重要なので、精度を高めるための調査研究を推進すること。

3、非常時における情報通信システムの整備を推進すること。

4、次期「社会資本整備重点計画」を策定し、海岸事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進すること。

また、治山治水事業を推進するとともに、火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

5、災害救助その他応急対策等の充実
(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用及び災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備など応急対策を充実すること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者生活再建支援法」の適用基準のさらなる緩和をはかるとともに、「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助活動に伴う町村の費用負担に対し、適切な措置を講じること。

(4) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付限度額を引き上げること。

6、観光産業や伝統工芸等の地場産業を復興し、地域経済を早期に回復させるため、社会インフラの早期復旧及び風評被害の防止に努めるなど、万全の支援措置を講じること。

7、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象を拡大するなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により、再度災害防止対策を推進すること。

8、町村が自主的に実施できる防災対策事業にかかる地方債及び地方交付税措置を充実すること。

また、自然災害防止事業債の所要額を確保すること。

23、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1、消防設備の整備

消防防災設備については、適切な措置を講じること。

2、大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について早急に推進すること。

(2) 防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備等については、適切な措置を講じること。

(3) 林野火災に対する総合的対策を推進するため適切な措置を講じること。

3、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備をはかるため適切な措置を講じるとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

4、消防団の活性化

(1) 施設整備及び教育訓練等の充実をはかるため適切な措置を講じること。

(2) 団員の確保をはかるため、国においても啓発及びPRを積極的に行うこと。

24、暴力の根絶と安全・安心まちづくりの充実強化

銃器を使用した凶悪事件等が相次いで発生している現状に鑑み、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪などのあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等をはかることは緊急の課題である。

よって、国は、次の事項について実現されたい。

1、銃器対策を強化すること。

2、行政対象暴力に対する適切な措置

を講じること。

3、誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

25、戸籍制度の見直し

戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者に分かれており、事務が煩雑になっている現状に鑑み、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

また、戸籍事務の電算化にあたっては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な措置を講じること。

26、公職選挙制度の改善

区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

27、地域交通対策の推進

町村は原油価格が高騰する中、地方バス路線、離島航路及び空路等、真に必要な不可欠な生活交通の確保及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の維持・整備をはかることが重要な課題となっている。

よって、国は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通の活性化・再生の取り組みについて、適切な措置を講じるとともに、次の事項を実現されたい。

1、広域的、幹線的な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村

部の実情に鑑み、その維持について適切な措置を講じるとともに、生活交通確保のための財源についても十分な措置を講じること。

また、地域協議会等における協議結果については最大限尊重すること。

2、離島航路は極めて重要な交通機関であるので、安全の確保をはかるとともに、その維持について適切な措置を講じること。

また、離島空路は離島振興に不可欠な交通機関であるので、「離島空路整備法」(仮称)の制定など維持、安定化をはかること。

3、第3セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、適切な措置を講じること。

4、駅及び公共交通機関等のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、適切な措置を講じること。

28、エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、地球温暖化をはじめとする地球環境問題さらには原油価格の高騰を踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかる対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、新エネルギーの開発・導入の推進
- エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマス

エネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電、木質バイオマス発電及び波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の対象となる電源に、廃棄物発電や1,000kw以上の中小水力を加えるとともに、電気事業者に対する新エネルギーの利用義務量を拡大すること。

2、原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理体制や事故発生時の迅速な情報提供体制の確立、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て推進すること。

3、環境影響評価の推進

道路、ダム等の大規模事業を対象に、検討段階から複数案での環境面の比較評価を行い事業計画に反映させる「戦略的環境アセスメント」について、発電所を対象事業とすること。

4、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と、環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・学・官の一層の連携、省エネルギー設備投資に対す

る金融、税制面の支援措置の強化をはかるとともに、先進的省工設備を導入する地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

5、石油の価格安定及び安定供給対策の推進

石油の価格安定対策を強力に推進するとともに、安定供給の確保をはかるため、石油備蓄対策及び石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

6、電源立地地域対策交付金制度の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、電源立地地域対策交付金制度の充実をはかるとともに、水力発電施設等所在市町村の合併により、交付金が減額とならないようにすること。

29、過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、過疎地域自立促進計画を作成し自立促進のための施策を推進している。しかしながら、今なお引き続く若年層の流出、少子・高齢化の一層の進行、地域産業の衰退による地域格差の拡大や医師不足、耕作放棄地の増加など、従前に増して深刻な状況に直面しているところである。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、平成21年度末に期限切れとなる過疎地域自立促進特別措置法について
- は、これまでの過疎地域の努力と役割を重視し、過疎地域の実態を踏まえてその自立振興がはかれるよう、現行法に引き続き、施策の充実強化をはかること。

また、現行過疎指定町村を引き続き対象にするなど地域指定要件について特段の配慮をはかること。

2、財政力の弱い過疎地域にとつて、過疎債の持つ意味と地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能は極めて重要であることから、過疎債の所要額の確保及び地方交付税の両機能の一体堅持をすること。

3、過疎地域における保健・医療対策を充実強化するとともに、勤務医師及び医療従事者の確保等を積極的にはかり、引き続きへき地に対する各種施策を推進すること。

4、国土形成計画の策定にあたっては、地理的・自然的・社会的条件の不利益の大きい過疎地域に対する十分な配慮を行うこと。

5、過疎地域における郵政サービスが果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、住民がこれまでどおり、郵便事業のサービスを享受できるように、郵政機能を維持・充実すること。

6、過疎地域における義務教育職員の配置基準を緩和すること。

30、山村等地域振興対策の推進

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、就業機会が少なく所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総

合的に推進する必要がある。
よって、国は次の事項を実現された

- 1、国土形成計画の策定にあたっては、安全で豊かな国民生活の確保に重要な役割を果たしている山村地域を適切に位置づけるとともに、地理的・自然的・社会的条件の不利益の大きい山村地域に対し十分な配慮を行うこと。
 - 2、産業振興、就業機会の創出と担い手の確保
 - (1) 広域的な幹線道路交通網の整備等により就業機会を確保すること。
- また、地域資源を活用した地場産業の育成、木質バイオマス等の未利用資源の活用、企業等の誘致、複数地住居、都市と山村の交流の推進等により、山村における産業の総合的振興をはかること。
- (2) 若者に魅力ある職場を確保するとともに、中高年齢者の雇用を促進するため、適切な措置を講じること。
- また、山村における農林業の後継者対策を強力に推進すること。
- 3、生活環境基盤の整備
- (1) 町村道、農林道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めるとともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設、教育施設等の整備充実をはかるため、適切な措置を講じること。
 - (2) 情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応し、通信事業者と連携して山村地域における光ファイバー網の整備を進めるとともに、携帯電話の利用地域の拡大が可能となる移動通信用鉄塔施設の整備を強力に推進すること。

また、地上デジタル放送について国民の理解が得られるよう徹底した広報・啓発を行うとともに、難視聴を解消するための辺地共聴施設の整備等、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じないように補助制度の充実等適切な措置を講じること。

- 4、鳥獣被害防止対策の抜本的強化
 - 野生鳥獣による被害が山村地域の農林漁業や住民生活、自然生態系に深刻な影響を及ぼしているため、町村が主体的に対策に取り組み、的確かつ迅速な対応ができるよう、新たな法的枠組みを早急に創設するとともに、制度面から財政面にわたる抜本的な対策を講じること。
 - (1) 鳥獣被害の予防、適切な個体数管理に基づく捕獲、捕獲鳥獣の処理等に対する国の支援を強化すること。
 - (2) 鳥獣被害に迅速かつ的確に対応できるよう、地域の実態に応じて捕獲許可権限の町村への移譲、わなの設置等に関する規制の緩和等を行うこと。
 - (3) 有害鳥獣対策の技術の開発・普及・専門家の育成等を推進すること。
 - (4) 広葉樹林の植栽や里山の整備など野生鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進すること。
 - (5) 対策に必要な財政措置の強化をはかること。
- 5、山村地域の実態に即した財源確保対策
 - 山村地域に対して公共投資の重点配分を行うとともに、「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」の充実等適切な措置を講じること。

31、豪雪地帯の振興

我が国の豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。
 - 2、地方交付税における寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対し、適切な措置を講じること。
 - 3、次期「社会資本整備重点計画」及び「積雪寒冷特別地域道路確保五箇年計画」の策定により、豪雪地帯の道路整備を強力に推進すること。
- また、雪寒道路の指定を拡大し、除雪、防雪及び凍雪害防止対策を推進すること。
- なお、消流雪用水源を確保（河川表流水の利用など）するとともに、国・県・市町村道を通ずる総合的な消降雪制度を確立すること。
- 4、公立学校及び公営住宅、消防防災施設等の整備を推進するとともに、医療・教育等の行政サービスの向上と定住促進に資する、高度な地域情報通信基盤の整備を推進する等適切な措置を講じること。
 - 5、雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、適切な措置を講じること。

6、除雪機械等の格納庫の整備を推進するとともに、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪に対し、適切な措置を講じること。

7、豪雪地帯において、個性ある活性化を推進するための各種事業を推進すること。

8、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

32、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にある。このため、かかる現状を打開し、地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展という基本的な考え方を踏まえた地域の自立的發展をはかるためには、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、半島振興法に基づき策定された全国23半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点にたつて各種事業にかかる支援施策を講じること。
- 2、半島地域の町村にとっては地方交付税は重要であるので、財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、地域の実態に即した補正係数等の改善や財政需要の算定を行うこと。

3、国土形成計画の策定にあたっては、地理的・自然的・社会的条件の不利性の大きい半島地域に対する十分な配慮を行うこと。

4、次期「社会資本整備重点計画」の策定と着実な計画の実施をはかるとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路等の整備を推進するため、事業費を確保し、国庫補助率の特例措置を継続すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を推進し、適切な措置を講じること。

5、情報格差を是正するため、光ファイバー網、移动通信、CATV等の高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリアを拡大するなど、移动通信の地域間格差を是正するため移动通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と連携して推進すること。

6、地上デジタル放送について、国民の理解を得られるよう徹底した広報・啓発を行うとともに、難視聴を解消するための辺地共聴施設の整備等、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じることのないよう補助制度の充実に適切な支援措置を講じること。

7、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかると。

また、野生鳥獣による被害が山村地域の農林漁業や住民生活、自然生態系に深刻な影響を及ぼしているため、町村が主体的に対策に取り組み、的確か

つ迅速な対応ができるよう、新たな法的枠組みを早急に創設するとともに、制度面から財政面にわたる抜本的な対策を講じること。

8、観光立国推進基本法に基づき策定された観光立国推進基本計画を踏まえ、半島地域の市町村が地域の特性を活かし、観光施策が着実かつ効果的に推進できるよう適切な措置を講じること。

9、半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進し、適切な措置を講じること。

10、半島地域における生活用水及び産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

11、半島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

また、廃棄物処理施設等、各種生活環境施設を優先的に整備すること。

12、少子・高齢社会に対応した福祉保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

また、医療提供体制を強化し、不足する勤務医師及び医療従事者を確保すること。

13、半島地域の一体的振興をはかるため、半島地域・都市部間の連携・交流を基調とする諸施策を推進するとともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

14、半島地域は地震や風水害等の災害

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

に対して脆弱であり、災害時における交通や情報の途絶の危険性が高いため、災害防除や国土保全等にかかる施設整備や環境整備を推進すること。

15、半島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられている地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、半島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

16、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

17、「半島振興法」にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

33、離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある。

こうした状況を改善するとともに、本年7月に施行された海洋基本法に規定された「離島の保全等」の趣旨を踏まえ、離島の自立的発展の促進や島民の生活の安定及び福祉の向上をはかる必要がある。

よつて、国は次の事項を実現されたい。

1、離島町村に対する財政措置を充実すること。

(1) 離島地域にとつては、地方交付税は重要であるので財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持すること。

(2) 離島における関係事業費については、その円滑な実施のため、適切な措置を講じること。

(3) 過疎債、辺地債の所要額を確保すること。

2、国土形成計画の策定にあつては、地理的・自然的・社会的条件の不利性の大きい離島地域に対する十分な配慮を行うこと。

3、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

4、市町村合併により増加した一部離島の振興対策について、地域格差が生じないように振興対策を総合的に講じること。

5、離島道路の整備を促進し、離島間等の架橋事業を推進すること。

6、離島航路を充実、維持し、離島航路の安全の確保と船舶の大型化、高速化、バリアフリー化の推進のため、適切な措置を講じること。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資条件を緩和すること。

7、離島港湾の果たす重要な役割に鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び外海離島における補完港の整備等を推進すること。

8、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となつているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

9、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

10、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備

等を促進すること。

11、離島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道の整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

12、離島地域は地震や風水害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通や情報の途絶の危険性が高いため、災害防除や国土保全等にかかる施設整備や環境整備を推進すること。

13、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、適切な措置を講じること。

14、離島のカンコン、灯油類等の燃料価格の格差是正対策を早急に講じること。

15、離島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられている地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、離島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

16、情報格差を是正するため、光ファイバー網、移动通信、CATV等の高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリアを拡大するなど、移动通信の地域間格差を是正するため移动通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と連携して推進すること。

17、地上デジタル放送について、国民

の理解を得られるよう徹底した広報・啓発を行うとともに、難視聴を解消するための辺地共聴施設の整備等、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じることのないよう補助制度の充実等適切な支援措置を講じること。

18、勤務医師、医療従事者の確保を積極的に行はかり、病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営について、適切な措置を講じること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

19、離島における地域コミュニティの活性化及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進し、適切な措置を講じること。

20、離島地域における郵政サービスが果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、住民がこれまでどおり、郵便事業のサービスを楽しむよう、郵政機能を維持・充実すること。

34、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よつて、国は次の事項を実現されたい。

1、観光立国推進基本法に基づき策定された観光立国推進基本計画を踏まえ、観光地所在町村が地域の特性を活かし、観光施策が着実かつ効果的に推進できるよう適切な措置を講じること。

- 2、税財源の充実・強化
 - (1) 入湯税は、観光振興のための貴重な財源となつてゐることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。
 - (2) 観光地所在町村は、消防、清掃等に多額の経費が必要になつてゐることを考慮して、関係町村の実情に即した適切な措置を講じること。
 - (3) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。
 - 3、観光基盤施設の整備
 - (1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講じること。
 - (2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。
 - (3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備し、適切な措置を講じること。
 - (4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進するため、適切な措置を講じること。
 - (5) 空きカン、空きビン等の散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあたり、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、適切な財政措置を講じること。

- (6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。
 - 4、宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑み、はしご車、化学車を増強するなど、消火力を強化すること。
 - また、大震災等の災害に備え、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。
 - 5、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の倍增政策に基づくビジット・ジャパン・キャンペーンを充実し、日本の魅力・地域の魅力を海外へ発信するとともに、国際会議等の開催・誘致を推進し、観光地所在町村の国際化と活性化をはかること。
 - また、宿泊旅行回数・滞在日数の増加に資する地域観光圏・広域観光圏のための取り組みを支援する等により、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。
 - 6、観光立国の実現に向け、観光行政の強化をはかること。
 - 7、高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備し、観光地におけるバリアフリー化を推進すること。
 - 8、連続休暇取得による国内旅行需要創出のための環境整備をはかること。
 - 9、観光地所在町村では、電柱・電線類が良好な景観形成の妨げとなるので、電線類地中化事業を推進すること。
- また、観光や地域の活性化のため、景観に配慮した地域づくりに取り組むこと。

35、水源地域対策の強化

- ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件の下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担つており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。
- よつて、国は次の事項を実現されたい。
- 1、水源地域対策の強化
 - (1) 「水源地域対策特別措置法」による指定ダムの全てに第9条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。
 - また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。
 - (2) 独立行政法人水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。
 - (3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。
 - (4) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の拡充をはかること。
 - (5) 水源地域の活性化をはかるとともに、都市地方連携推進事業等による上下流連携を推進すること。
- 2、水資源開発の推進
- (1) 「ウォータープラン21」を踏まえる

とともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

- (2) ダム所在町村に新たな水利需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。
- (3) 水質管理体制の充実強化及び下水道整備の促進をはかること。
- (4) 地下水の人工かん養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。
- (5) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

36、産炭地域対策の推進

- 産炭地域に対する石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)に基づき、平成13年度末をもって終了したが、産炭地域の中には、今なお、過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの課題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。
- よつて、国は産炭地域の自立・発展に資するよう、適切な措置を講じること。

37、非鉄金属等鉱山地域対策の推進

- 非鉄金属等鉱山地域は、所在鉱山の休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。
- よつて、国は次の事項を実現されたい。



- 1、鉱山所在町村振興対策の強化
- (1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。
- (2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。
- (3) 鉱山施設及び鉱山の技術、インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。
- 2、休廃止鉱山所在町村における地場

産業の振興対策等を拡充強化すること。

3、休廃止鉱山に係る鉱害状況の調査を推進するとともに、鉱害防止対策及び地域環境整備を促進すること。

38、地域改善対策の推進

同問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。

- 1、「地对財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講ずること。

- 2、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講ずること。

- 3、人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講ずるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

- 4、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

- 5、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講ずること。

- 6、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

39、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

40、竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業及び鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

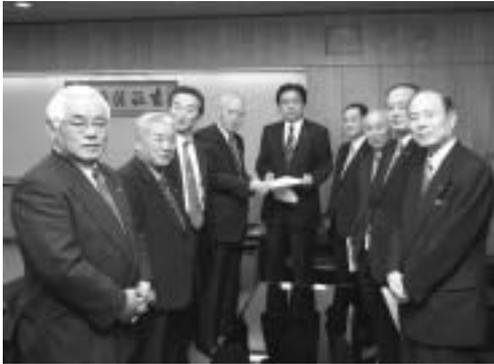
活 動

全国町村会

鳥獣被害対策特別措置法の早期制定と
財政措置求め役員が実行運動

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）は11月27日、理事会を開催し、「鳥獣被害対策に係る特別措置法の早期制定に関する要望」および「鳥獣被害対策に係る財政措置の充実・強化に関する要望」を決定した。

理事会終了後、正副会長をはじめ本会役員は増田寛也総務大臣、瀧野欣彌総務事務次官、久保信保総務省自治財政局長、関係国会議員らに対し実行運動を展開、要望内容の早期実現を要請した。



増田総務大臣に要請する本会役員
左から坪内政務調査委員、五軒家副会長、稲葉常任理事、山本会長（増田総務大臣）、寺島副会長、近藤副会長、佐々木政務調査委員、白石政務調査委員

鳥獣被害対策に係る特別措置法の早期制定に関する要望

近年、特定の野生鳥獣の生息分布の拡大や生息数の急激な増加に伴い、農山漁村では、鳥獣による農林漁業被害が深刻化・広域化するとともに、人身被害も発生するなど農林漁業者をはじめ住民の暮らしが脅かされ、さらに高齢者の生きがいまでも奪つような状況にあり、農山漁村の過疎化をさらに加速させる一因ともなっています。

被害町村においては、これまでも種々の対策を講じてきたところですが、実際にはかなりの労力や経費を要し、しかも過疎化・高齢化による人手不足と自治体の財政難に加えて、制度面での制約もあることか

ら、一時的な対応となりがちで、決め手となる根本的な対策とはなり得ていないのが実情であります。

このような状況にあることから、

抜本的な鳥獣被害対策を講じるためには、地域における鳥獣被害の実態や対策の現状を踏まえ、市町村が、国や都道府県の支援・協力のもと、主体的に対策に取り組み、的確かつ迅速な対応ができるよう、新たな法的枠組みの創設が是非とも必要であります。

鳥獣被害対策は、環境保護の精神に違反するものではなく、その両立は完全に可能であり、農山村における人々の日々の営みを守るためのものであります。

よって、政府・国会におかれては、野生鳥獣による被害の実態について十分ご認識いただき、鳥獣被害対策に係わる実効ある措置を内容とする特別措置法を早期に制定されるよう強く要望します。

鳥獣被害対策に係る財政措置の充実・強化に関する要望

近年、特定の野生鳥獣の生息分布の拡大や生息数の急激な増加に伴い、農山漁村では、鳥獣による農林漁業被害が深刻化・広域化すると

もに、人身被害も発生するなど農林漁業者をはじめ住民の暮らしが脅かされるような状況にあり、農山漁村の過疎化をさらに加速させる一因ともなっています。

被害町村においては、これまでも種々の対策を講じてきたところですが、実際にはかなりの労力や経費を要し、しかも過疎化・高齢化による人手不足と自治体の財政難に加えて、制度面での制約もあることから、一時的な対応となりがちで、決め手となる根本的な対策とはなり得ていないのが実情であります。

このような状況にあることから、抜本的な鳥獣被害対策を講じるためには、地域における鳥獣被害の実態や対策の現状を踏まえ、市町村が、国や都道府県の支援・協力のもと、主体的に対策に取り組み、的確かつ迅速な対応ができるよう、新たな法的枠組みの創設とあわせて、必要かつ十分な財政措置が講じられなければなりません。

つきましては、政府におかれては、鳥獣被害対策に係る経費を地方交付税の算定に当たって適切に反映するなど財政措置の充実・強化について特段の配慮をされるよう強く要望します。

地方六団体・地方分権推進連盟

地方分権改革推進全国大会を開催

地方自治の確立と地方交付税の充実強化



全国町村会（会長・山本文男、福岡県添田町長）など地方六団体が構成する地方自治確立対策協議会と地方分権推進連盟は、11月19日、東京・千代田区の憲政記念館で「地方分権改革推進」全国大会を開催した。

今回の大会は、地方がかねてから主張している、第二期地方分権改革の推進、平成20年度政府予算編成における地方税財源の充実などを求めて開催したもの。大会には全国の都道府県知事、都道府県議会議長、市長、市議会議長、町村長、町村議会議長及び関係者約500名が参加した。

また来賓には、増田寛也総務大臣、谷垣禎一自民党政務調査会長、斉藤鉄夫公明党政務調査会長、地方分権推進連盟の特別顧問である片山虎之助氏のほか、国会議員80名あまりが臨席した。

大会では、地方自治の確立と地方交付税の充実強化を内容とする「地方分権改革推進に関する決議」を採択、大会終了後、山本全国町村会会長はじめ地方六団体代表及び出席した首長や議員が、政府・与党や地元選出の国会議員などに対し実行運動を展開した。

活 動

大野内閣官房副長官



増田総務大臣



伊吹自民党幹事長



一階自民党総務会長



古賀自民党選挙対策委員長



地方分権改革推進に関する決議

地方自治の確立と地方交付税の充実強化

地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムからの転換を図ることにより、人々の暮らしを支える公共サービスを提供する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行する一方で、経済のグローバル化等により、中央と地方の間では格差が拡大している。しかし、格差拡大のもう一つの要因は、地方交付税が大幅に削減されたことにある。多くの地方公共団体では住

民に身近な公共サービスや地域活性化のための独自施策を断念せざるを得ない状況に陥っている。

地方はこれまで行財政改革に懸命に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。もはや歳出の削減努力だけで住民の暮らしを支えるのは限界に達している。この実情を直視し、地方交付税等総額を復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能を回復させ、地域間格差の是正を早期に図るよう強く求める。

我々は、以下の事項の実現を強く要請し、地方自治の確立に向け一致団結し、改革を力強く推進していく

ことを決議する。

1 第二期地方分権改革の推進

(1) 地方税源の充実と偏在是正
自立した地域をつくるためには、国から地方への税源移譲等により、地方の財政基盤を確立するとともに、受益と負担の関係を明確にしていくことが不可欠である。

こうした観点から、国と地方の事務の配分割合に税源の配分を近づけるよう、国と地方の税源配分をまずは5:5にすることを目指し、国から地方への税源移譲を進め、並行して地方消費税の充実などにより税収の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
(2) 国と地方の役割分担の見直し

活 動

国と地方の役割分担を大胆に見直し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲すること。

(3)国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

(4)自治体の自立(自律)と連帯を進める「地方共有税」の導入

「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

(5)「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

2 平成20年度予算編成等における地方税財源の充実

(1)地方交付税の還元・増額と機能回復

社会保障関係の経費が増大し続けるなか、住民生活が守られるよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映した上で、地方交付税を還元・増額し、財源保障・財源調整の両機能の回復

を図ること。

また、「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税の本来の機能を損なわないよう別途確保すること。

(2)地方税源の充実強化と税制の原則を踏まえた偏在是正

地方税の偏在是正は早急に実現すべき課題である。しかし、政府内において検討されている法人二税を「地方団体間で再配分する」、「国が一括徴収し地方団体に配分する」などの案は応益負担など地方税の基本原則に反し、また地方税源を充実するという地方分権の流れにも逆行するものであり、到底受け入れられないものではない。

検討に当たっては、地方税の基本原則を踏まえ、地方の税源涵養インセンティブの確保などに十分配慮して行うべきであり、地方消費税も含めた幅広い検討を行うこと。

(3)道路特定財源の確保と地方への配分強化

地方が必要な道路整備を行うに当たって、自動車関係諸税は、貴重な道路整備の財源となっていることから、その趣旨を踏まえ一般財源化することなく、現行の税体系を維持するとともに、来春適用期限が来る暫定税率について現行水準を維持すること。

また、道路特定財源のみでは必要な道路整備のための財源が不足している地方の現状に鑑み、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。

都道府県別市町村数

(平成19年12月1日現在)

Table with 17 columns: 都道府県, 町, 村, 町村計, 市, 計, 都道府県, 町, 村, 町村計, 市, 計, 都道府県, 町, 村, 町村計, 市, 計. Rows list various prefectures and their municipalities.